点呼の実施・記録について

１．点呼とは

運行管理者は、運転者がその日初めて乗務しようとするときは対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により乗務前点呼を実施し、運転者から日常点検の報告、本人の健康状態や酒気帯びの有無についての報告を受けるとともに確認を行ない、それに対して安全を確保するために必要な指示を行わなければなりません。1 日の乗務を終了したときも同様に、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により乗務後点呼を実施し、乗務した自動車、道路、運行の状況、他の運転者と交替した場合には、交替運転者に対する通告について報告を受けるとともに、酒気帯びの有無についての確認を行わなければなりません。

※下線部分のうち、「酒気帯びの有無の報告」については平成 22 年 4 月 28 日より施行。
「酒気帯びの確認」については平成 23 年 5 月 1 日より施行。

２．点呼実施時の注意点

乗務前の対面点呼は運転者（もしくは整備管理者）が日常点検を実施した後の出発前に行い、乗務後の対面点呼は運転者が運行終了後、車庫など所定の位置に車両を格納した後速やかに行います。

（１）営業所での対面点呼

乗務前点呼並びに乗務後点呼は営業所又は（※）車庫の定められた場所において対面で行います。

例１）　日勤で所属営業所において出勤及び退出を行う場合。

例２）　業務が継続して翌日にまたがっても宿泊せずに所属営業所に戻る場合。

（※）車庫においての対面点呼とは、営業所と車庫が離れている等の場合において、運行管理者等を派遣して点呼を行う場合を指します。

（２）電話による点呼（やむを得ない場合）

業務の開始地又は終了地が営業所以外の地であるため、乗務前・乗務後のどちらかが(※１)やむを得ず対面による点呼を行えない場合には、電話その他の方法により点呼を行います。また長距離運行等により乗務前・乗務後のいずれの点呼も対面で行うことができない場合（2 泊 3 日以上の運行の場合）は、乗務の途中で少なくとも 1 回電話(※２)その他の方法により中間点呼を実施しなければなりません。

(※１)遠隔地で乗務前又は乗務後の点呼が出来ない場合のことを指し、車庫と営業所が

離れている場合及び、早朝、深夜等のため点呼執行者が営業所に出勤していない場合は該当しません。

(※２)携帯電話、業務無線等運転者と直接対話できる方法を指し、電子メールや FAX 等一方的な連絡方法は該当しません。

例１）　遠隔地から出発し、所属営業所に戻る場合の乗務前点呼。

例２）　所属営業所から出発し、遠隔地にて宿泊する場合の乗務後点呼。

例３）　２泊３日以上の運行で、遠隔地から出発し、再び他の行先へ移動する場合の乗務前・乗務後点呼及び※中間点呼。

※中間点呼等の事例については「８．中間点呼の例」を参照。

（３）点呼実施のタイミング

遠隔地で乗務を開始、終了する場合は電話その他の方法により乗務前・乗務後点呼を実施しますが、この点呼は改善基準で定められている休息期間（連続８時間以上または、分割休息にて 10 時間以上）の前後に実施しなければなりません。

乗務前点呼　→　休息期間後の乗務開始時に実施

乗務後点呼　→　休息期間前の乗務終了時に実施

したがって、適切な休息期間が確保されていなければ、適切な点呼も実施できないことになります。運行管理者は運行指示の段階できちんと休息期間を確保し、適切なタイミングで点呼を実施するようにしましょう。

３．点呼執行者について

点呼は事業所ごとに選任された運行管理者が行います。選任された運行管理者による点呼が勤務時間等の理由から完全に実施出来ない場合には、あらかじめ選任された運行管理者の補助者に点呼の一部を行わせることができます。補助者は社内的な選任で足りますが、運行管理規程に補助者としての地位及び職務権限を明記しておかなければなりません。

補助者を任命する際は、運行管理者資格者証を取得している者又は国土交通大臣が認定する講習(基礎講習)の修了者から任命しなければなりません。ただし、補助者に点呼の一部を行わせる場合であっても、選任されている運行管理者が行う点呼は、月単位で換算して、総回数の３分の１以上でなければなりません。

４．アルコール検知器の使用及び酒気帯びの有無の確認について

平成 23 年 5 月 1 日付けの輸送安全規則の施行に伴い、事業者は乗務前点呼、中間点呼及び乗務後点呼について、運転者に対し、（※１）酒気帯びの有無を確認することが義務付けられました。

また、運行管理者は、（※２）酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはいけません。

（※１）「酒気帯びの有無」は、道路交通法施行令第 44 条の 3 に規定する血液中のアルコール濃度 0.3mg/ml 又は呼気中のアルコール濃度 0.15mg/l であるか否かを問わないものである。

（※２）「酒気を帯びた状態」とは、道路交通法施行令第 44 条の 3 に規定する血液中のアルコール濃度 0.3mg/ml 又は呼気中のアルコール濃度 0.15mg/l であるか否かを問わないものである。

（１）点呼時においての酒気帯びの有無の確認について

①営業所若しくは営業所の車庫で点呼を実施する場合

運転者の状態を※目視等で確認するほか、営業所若しくは営業所の車庫に備えられたアルコール検知器を用いて行います。

※「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいいます。

②やむを得ない場合で、対面でなく電話等で点呼をする場合

運転者に携帯型アルコール検知器を携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話その他の方法（通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあっては、当該測定結果を営業所に電送させる方法）で報告させることにより行います。

事業者は、点呼を行い、アルコール検知器の使用の有無の確認、及び酒気帯びの有無の確認をしたときは、運転者ごとに点呼を行った旨、確認の内容を記録しなければなりません。

（２）アルコール検知器に求められる性能等について

①アルコール検知器は、アルコールインターロックを含み、当面性能上の要件を問わないとされています。

②アルコール検知器は、「呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機械とする」とされています。

（国土交通省告示第 485 号（平成 22 年 4 月 30 日））

③「アルコール検知器を営業所ごとに備え」とは、営業所若しくは営業所の車庫に設置され、営業所に備え置き（携帯型アルコール検知器等）又は営業所に属する事業用自動車に設置されているものをいいます。

（３）アルコール検知器の保持について

運行管理者の業務として、新たに「アルコール検知器を常時有効に保持すること」が追加されました。

「常時有効に保持」とは、アルコール検知器が正常に作動し、故障がない状態で保持することをいい、アルコール検知器のメーカーが定めた取扱説明書に基づいて使用し、管理し、保守すると共に以下の方法を用いて定期的に故障の有無を確認し故障していないものを使用しなければなりません。

また、アルコール検知器を運転者に携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合にあっては、以下の方法を用いて運転者の出発前に確認させるようにしなければなりません。

①毎日確認すべき事項

a．アルコール検知器に電源が確実に入ること。

b．アルコール検知器に損傷がないこと。

①毎日確認することが望ましく、少なくとも１週間に１回以上確認すべき事項

a．確実に酒気を帯びていない者が、アルコール検知器を使用した場合にアルコールを検知しないこと。

b．洗口液、液体歯磨等アルコールを含有する液体又はこれを薄めた物をスプレー等により口内に噴霧した上で、アルコール検知器を使用した場合にアルコールを検知すること。

（４）アルコール検知器の備えに対する処分基準の創設について

①アルコール検知器の備え義務違反（初違反 60 日車、再違反 180 日車）

②アルコール検知器の常時有効保持義務違反（初違反 20 日車、再違反 60 日車）

５．点呼の記録

点呼記録簿には、次の事項を記入します。

また、「輸送安全規則」及び「輸送安全規則の解釈及び運用について」が、平成 22 年 4 月 28 日及び平成 23 年 5 月 1 日より一部改正され、点呼において記録が必要な項目が変更されています。

平成 22 年 4 月 28 日施行　→　酒気帯びの有無の確認を義務付け。

平成 23 年 5 月 1 日施行　→　アルコール検知器の使用の有無の記録を義務付け。

（１）乗務前点呼の記録事項

従来の点呼項目		平成 23 年 5 月 1 日以降の点呼項目
①点呼執行者名	→	①点呼執行者名
②運転者名	→	②運転者名
③乗務する自動車の登録番号又は識別できる記号	→	③乗務する自動車の登録番号又は識別できる記号
④点呼日時	→	④点呼日時
⑤点呼方法（対面でない場合は具体的方法）	→	⑤点呼方法　イ．アルコール検知器の使用の有無
		ロ．対面でない場合は具体的方法
		⑥酒気帯びの有無
⑥運転者の疾病、疲労、飲酒等の状況	→	⑦運転者の疾病、疲労等の状況
⑦日常点検の状況	→	⑧日常点検の状況
⑧指示事項	→	⑨指示事項
⑨その他必要な事項	→	⑩その他必要な事項

（２）乗務後点呼の記録事項

従来の点呼項目		平成 23 年 5 月 1 日以降の点呼項目
①点呼執行者名	→	①点呼執行者名
②運転者名	→	②運転者名
③乗務する自動車の登録番号又は識別できる記号	→	③乗務する自動車の登録番号又は識別できる記号
④点呼日時	→	④点呼日時
⑤点呼方法（対面でない場合は具体的方法）	→	⑤点呼方法　イ．アルコール検知器の使用の有無
		ロ．対面でない場合は具体的方法
		⑥酒気帯びの有無
⑥自動車、道路及び運行の状況	→	⑦自動車、道路及び運行の状況
⑦交替運転者に対する通告	→	⑧交替運転者に対する通告
⑧その他必要な事項	→	⑨その他必要な事項

６．指示事項例

事業者又は運行管理者は、点呼時に、その日の天候・道路・運行状況その他必要に応じて、乗務員に安全運行に関する指示を与えなければなりません。指示を与えた場合は、点呼記録簿の指示事項欄にその旨の記録をしなければなりません。

―指示事項例―

１．法定速度遵守
２．車間距離の保持
３．追い越し注意
４．行違い注意
５．スリップ注意
６．路肩注意
７．優先交通権の確認
８．踏切注意
９．発進時の前後左右の確認
１０．信号注意
１１．カーブ・交差点注意
１２．通行区分厳守
１３．横断歩道注意
１４．歩行者・自転車に注意
１５．連続運転・無理な運行の禁止
１６．運転中の携帯電話使用厳禁
１７．シートベルトの着用
１８．積載状況の確認と記録
１９．確実な積み付け
２０．無免許（免許停止中含む）運転厳禁
２１．積荷の確実な固縛固定
２２．違法駐車禁止
２３．飲酒・酒気帯び運転厳禁
２４．脇見運転禁止
２５．過積載運行禁止
２６．居眠り運転防止
２７．疲労・過労運転禁止
２８．交通マナー遵守
２９．交通ルール遵守
３０．日常（運行前）点検の確行
３１．老人と子供に注意
３２．適時適切な休憩・休息
３３．適時適切な報告の実施
３４．危険予知の励行
３５．事故予測の励行
３６．問題意識の保持
３７．「思いやり」「譲り合い」の励行
３８．「だろう」運転禁止
３９．「かもしれない」運転の励行
４０．「ながら」運転の禁止
４１．早めの方向指示器の合図
４２．急ブレーキ・急発進の禁止
４３．動物の飛び出しに注意
４４．異常気象時（災害時等）の指示
・雨天・霧発生時のライト点灯
・警報等の伝達
・状況報告の実施
・運行中止の指示
・避難箇所の指定

７．中間点呼とは

業務の開始地及び終了地がいずれも営業所以外の地であるため、乗務前、乗務後のいずれも対面にて点呼を行うことができない場合(2泊3日以上の運行の場合)は、乗務前、乗務後のほか、乗務の途中に少なくとも１回、電話その他の方法により点呼を行うことが義務付けられています。また事業者は、運行の安全確保を図るために運行指示書を作成し乗務員に携行させ、携帯電話等で運行経路・安全上の注意箇所・休憩地点や時間の指示確認を行うなど、詳細な運行管理・指示が求められます。

（１）中間点呼の記録（※2 泊 3 日以上の長距離運行等がある場合に限る）

従来の点呼項目		平成 23 年 5 月 1 日以降の点呼項目
①点呼執行者名	→	①点呼執行者名
②運転者名	→	②運転者名
③乗務する自動車の登録番号又は識別できる記号	→	③乗務する自動車の登録番号又は識別できる記号
④点呼日時	→	④点呼日時
⑤点呼方法	→	⑤点呼方法　イ.アルコール検知器の使用の有無
		ロ.具体的方法
		⑥酒気帯びの有無
⑥運転者の疾病、疲労、飲酒等の状況	→	⑦運転者の疾病、疲労等の状況
⑦指示事項	→	⑧指示事項
⑧その他必要な事項	→	⑨その他必要な事項

※中間点呼においても、平成 22 年 4 月 28 日より「酒気帯びの有無」の確認、平成 23 年 5 月 1 日より「アルコール検知器の使用の有無」の確認が義務付けられました。それに伴い、営業所以外で点呼を行う場合はアルコール検知器を携行させる必要があります。

※詳しくは、「４．アルコール検知器の使用及び酒気帯びの有無の確認について」を参照。

８． 中間点呼の例

（１）中間点呼及び運行指示書の不要な運行例
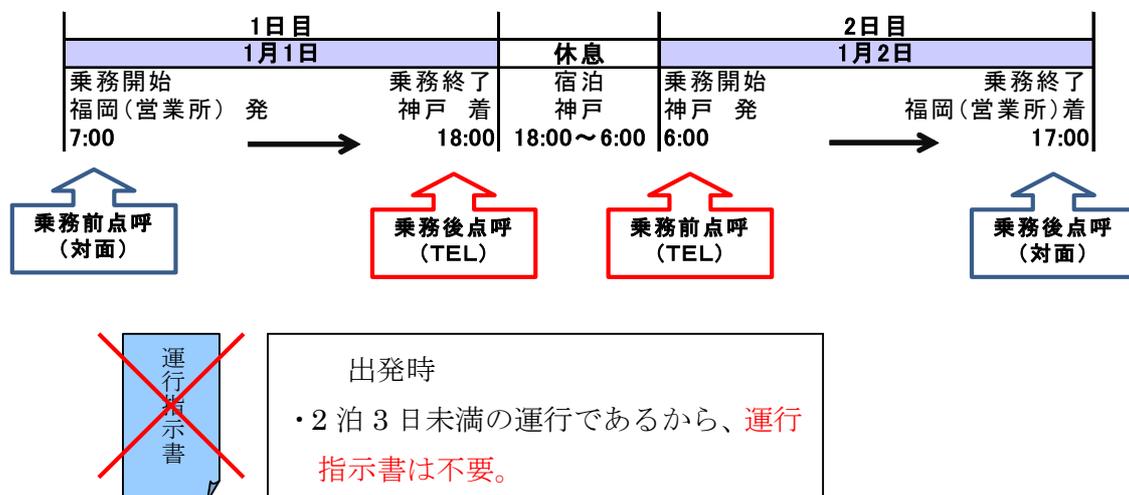
上記例の場合、1 泊 2 日の運行であり、乗務前・乗務後ともに電話(TEL)点呼となる運行日がないことから、この場合は中間点呼が不要となります。また運行指示書の作成も不要となります。

（２）中間点呼及び運行指示書の必要な運行例

運行指示書

出発時
・運行指示書の作成
・運転者に対する指示及び携行
・運行指示書の写しを営業所に備え置く
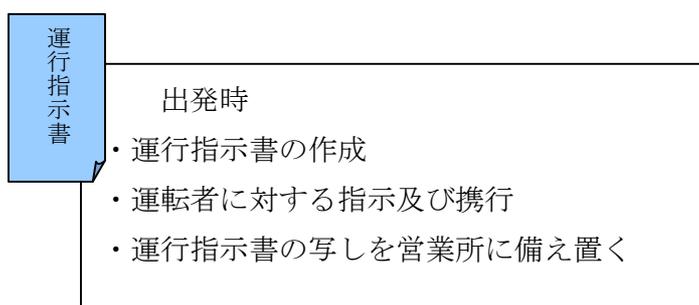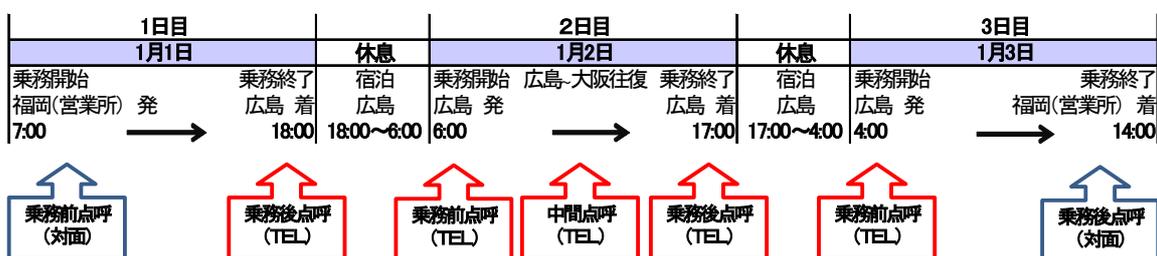
上記例の場合、２泊３日の運行であり、２日目の乗務前・乗務後の点呼がともに電話(TEL)点呼となっていることから、乗務前と乗務後の間の時間帯に中間点呼が必要です。また運行指示書の作成も必要となります。運行が３泊４日運行の場合、２日目と３日目が乗務前・乗務後点呼ともに電話点呼となりますから間に中間点呼が必要になり、同様に４泊５日運行であれば、２日目、３日目、４日目に中間点呼を行う必要があります。

（３）出発時、上記（１）の運行予定であったものが、運行途中で変更となる場合
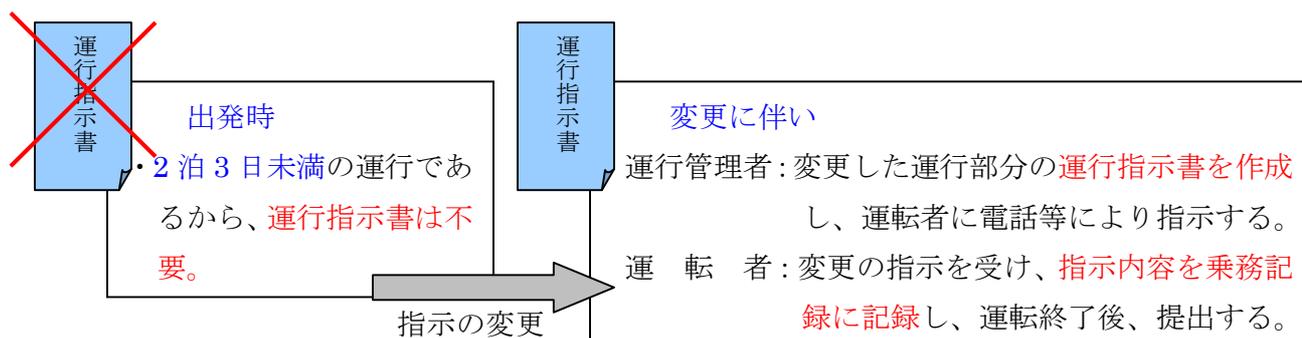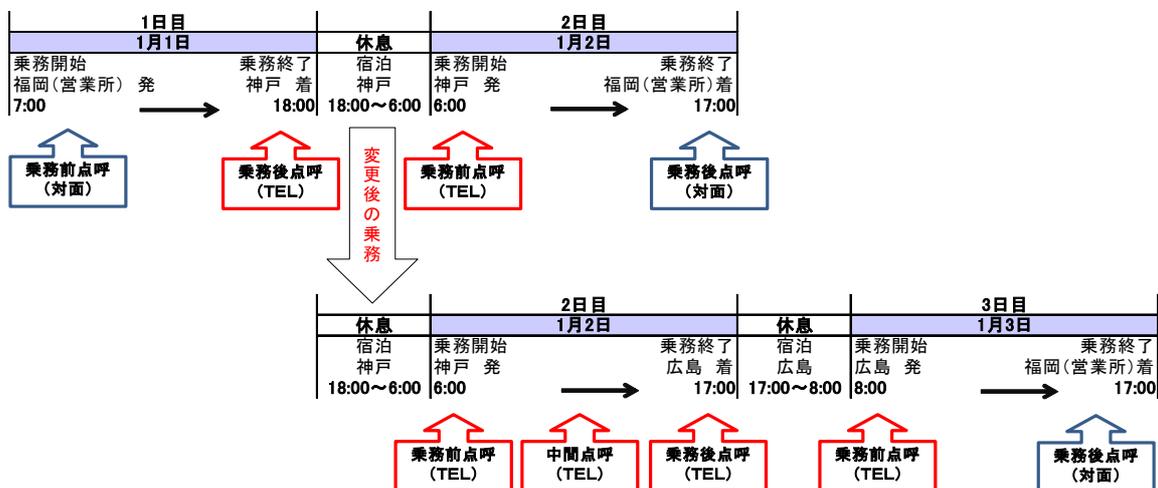
上記例は、1泊2日の運行が2泊3日の運行に変更となった場合で、この場合変更後の乗務の2日目に中間点呼が必要となります。また運行指示書の作成も必要となります。

（４）出発時、上記（２）の運行予定であったものが、運行途中で変更となる場合
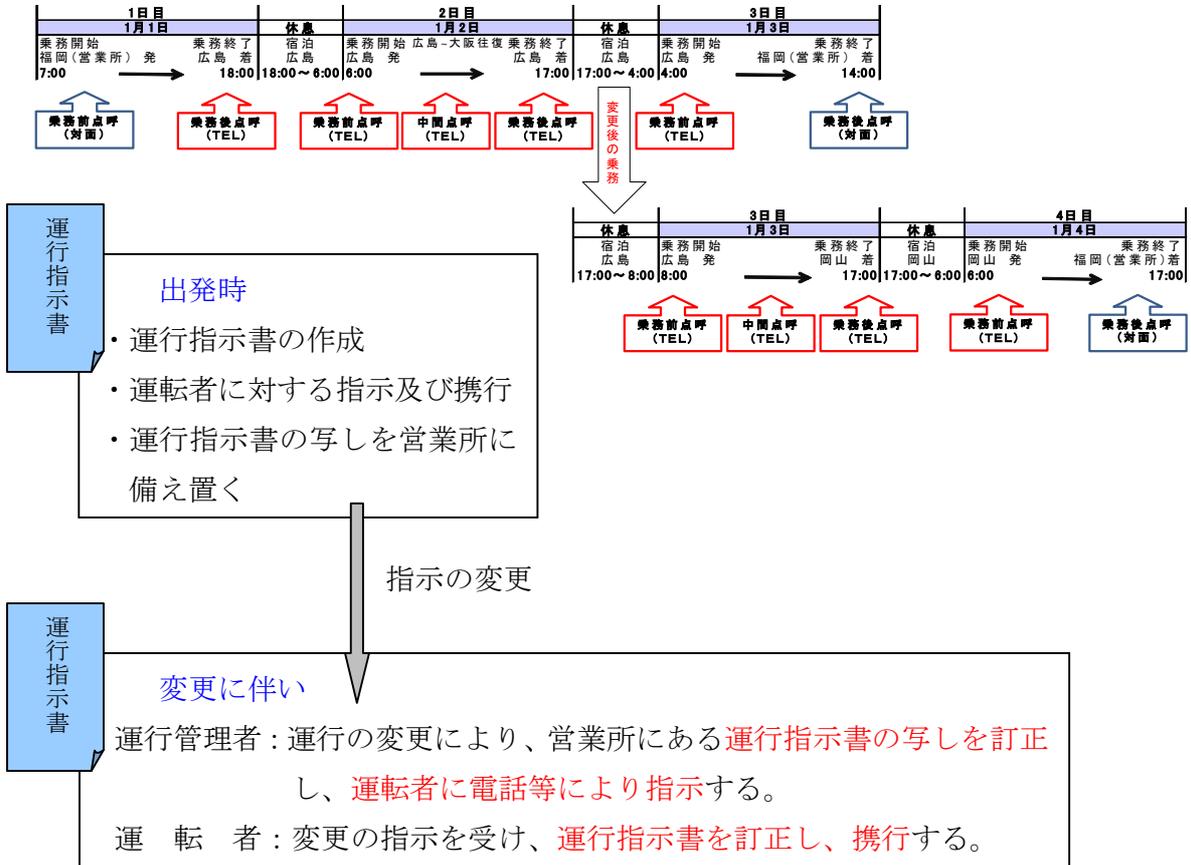
上記例は、２泊３日の運行が、３泊４日の運行に変更した場合であり、この場合、中間点呼を２日目だけでなく、３日目にも行う必要が出てきます。また運行指示書にも変更があった旨を記入し、運転者に電話等により変更の指示をしなければなりません。

１０．その他

（１）安全性優良事業所（Ｇマーク認定事業所）に対するインセンティブの拡大について

平成23年3月31日付の「輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正により、輸送の安全を確保した上で、運行管理の効率化を図るため、ＩＴ点呼に係る要件の改正が行われました。

なお、ＩＴ点呼の実施は、Ｇマーク認定事業所であり、かつ管轄する運輸支局長等へ「ＩＴ点呼に係る報告書」を届出した上での取り扱いになりますのでご注意ください。

【主な改正概要】

	改正前	改正後（H23.4.1以降）
点呼場所	「営業所」においてのみ実施可能。	「営業所」に加え、「車庫」においても実施可能となります。
点呼機器	「設置型端末」のみ使用可能。	「設置型端末」に加え、「携帯型端末」についても使用可能となります。 ※営業所には設置型端末の設置が必要になります。
点呼時間	「閑散時間帯（連続する8時間以内であって、原則、深夜、早朝）」に限定。	「連続する16時間以内」まで実施可能となります。 ※営業所と当該営業所の車庫との間でIT点呼を行う場合には、実施時間の制限は適用されません。

輸送の安全確保に関する取組が優良であると認められる営業所（Ｇマーク営業所）では、国土交通大臣が定めた機器による点呼（ＩＴ点呼）を行うことができます。

この機器を活用して、同一の事業者内のＧマーク営業所において、営業所間又は営業所と車庫間で本来、対面によって行われる点呼をＩＴ点呼によって実施することができます。

※「本来、対面によって行われる点呼」とは、所属営業所を出発・帰着する際の営業所又は車庫での対面点呼を指します。

① 輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定している安全性優良事業所(Ｇマーク営業所)をいいます。

② 国土交通大臣が定めた機器とは、営業所又は車庫に設置したカメラ、若しくは運転者が携帯する携帯型端末のカメラにより運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を随時確認でき、かつ、乗務前点呼及び乗務後点呼において、運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、運行管理者等の営業所の設置型端末へ自動

的に記録及び保存するとともに、運行管理者等が測定結果を確認できるものをいいます。

③　運転者は、被ＩＴ点呼実施営業所又は当該営業所の車庫において、設置型端末又は携帯型端末の何れかを使用してＩＴ点呼を受けなければなりません。よって、本来、対面によって行われる点呼を荷主先に設置されたＩＴ点呼機器によって行うことや、営業所又は車庫以外の場所で携帯型端末を用いてＩＴ点呼を実施することまでを認めるものではありません。

④　ＩＴ点呼の実施は、1 営業日のうち連続する 16 時間以内とします。(営業所と、当該営業所の車庫との間でＩＴ点呼を行う場合は 24 時間可能です)

⑤　営業所間においてＩＴ点呼を実施した場合には、実施された点呼記録をＩＴ点呼実施営業所及び被ＩＴ点呼実施営業所の双方で保存する必要があります。「輸送安全規則の解釈及び運用について」の内容をよく確認して、記録及び保存を行ってください。

⑥　ＩＴ点呼を実施しようとする事業者は、ＩＴ点呼に係る報告書を実施予定日の原則 10 日前までに管轄する運輸支局等に提出しなければなりません。

設置例１．同一の事業者内のＧマーク営業所間においてＩＴ点呼を実施する場合
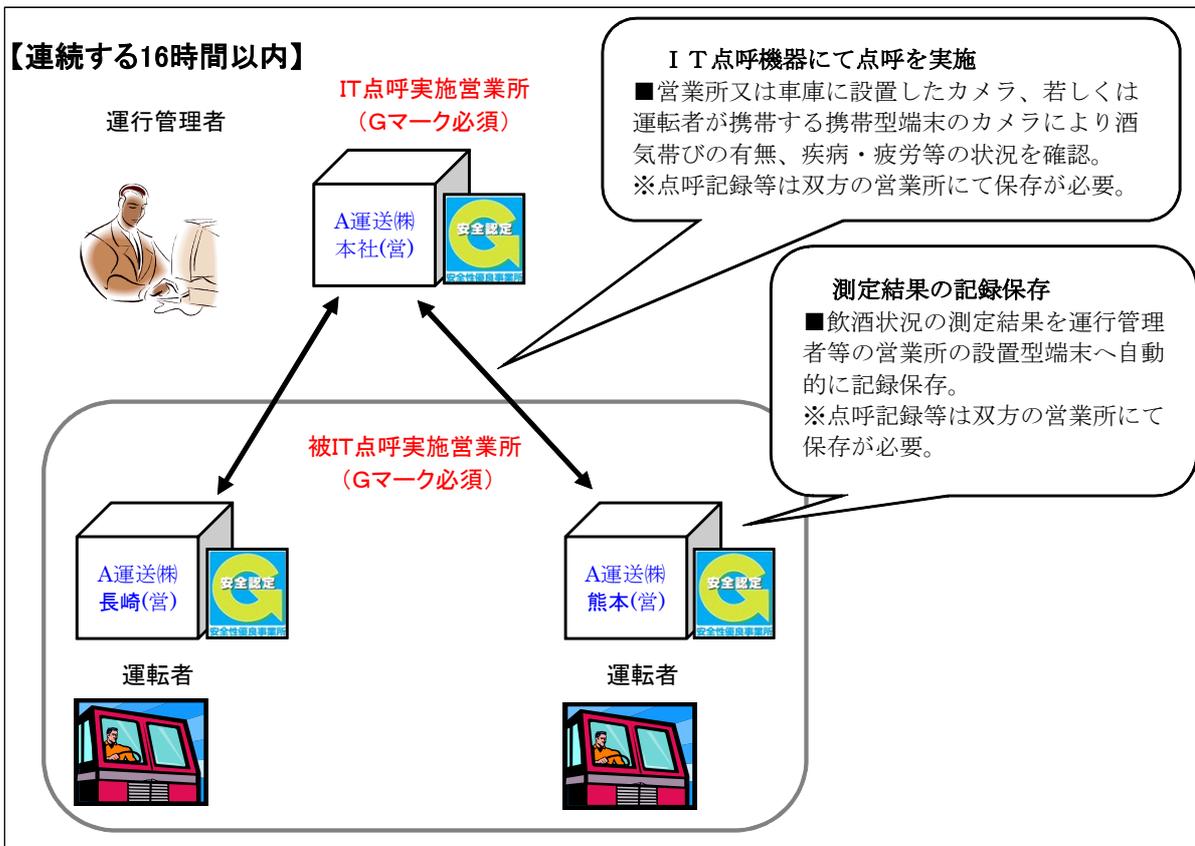
設置例２． Ｇマーク営業所と車庫との間でＩＴ点呼を実施する場合
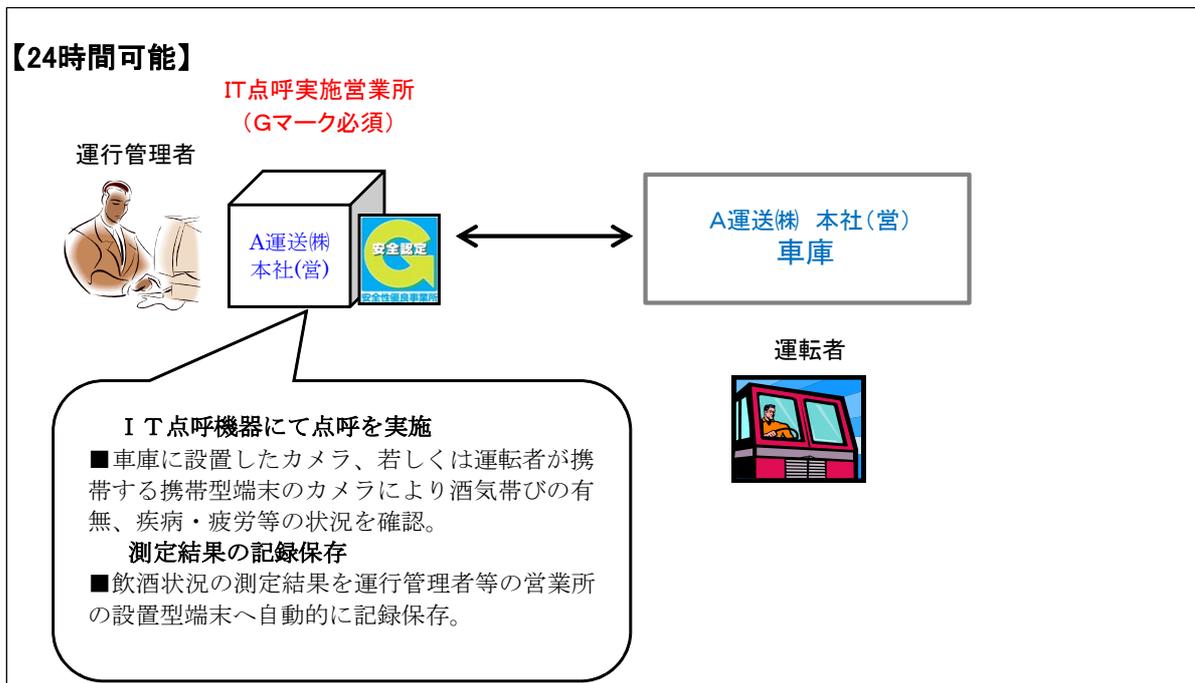
＜関係法令＞

- 貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条（過労運転の防止）第５項
- 貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条（点呼等）
- 貨物自動車運送事業輸送安全規則第９条の３（運行指示書による指示等）
- 国自総第５８８号「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第７条及び第９条の３
- 国自総第６０号「自動車運送事業の運行管理に関する基本的考え方（準則）について」

点呼記録簿　様式集

点呼記録簿には、市販のものから、インターネットでダウンロードできるものまで様々な様式があります。記載事項を満たしたものであれば、会社独自で作成された様式を使用しても構いません。

次ページ以降に幾つかの点呼記録簿の様式を載せております。点呼記録簿は会社の運行形態に適した様式を使用しましょう。（記入例付）

・点呼記録簿（一般用：２泊３日以上の運行がない場合に使用）
・点呼記録簿（長距離事業者用：中間点呼付）
・点呼記録簿（小規模事業者用：１枚２日分）

点　呼　記　録　簿

一般的な点呼様式です。
2泊3日以上の運行がない場合に使用します。

平成　22年　6月　1日（ 火 ）天気　晴

	統括運行管理者	運行管理者	補助者
		山本	松田

（会社名）　○○運輸㈱　福岡営業所
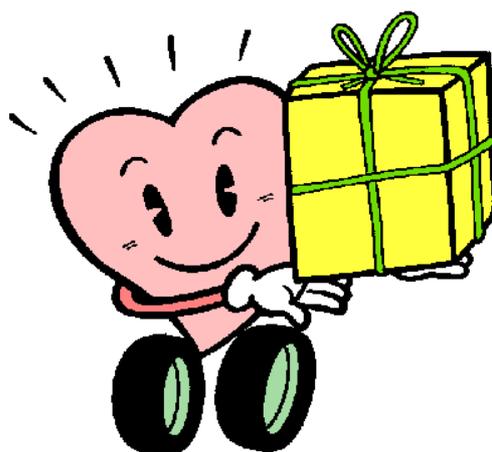
点呼は乗務前・乗務後とも原則対面点呼で。早朝深夜で営業所が不在なので電話点呼・・・というのは認められないので注意。

運転者名（車両番号）	運行内容（行先、荷主名等）	乗務前点呼 点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器の使用	酒気帯びの有無	疾病疲労等の状況	日常点検	点呼執行者	指示事項その他必要事項	乗務後点呼 点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器の使用	酒気帯びの有無	自動車、道路及び運行の状況交替運転者に対する連絡その他必要事項	点呼執行者
福岡太郎（福岡100あ1234）	北九州	8:50	対面 TEL （ ）	有・無	有・無	○	○	山本	歩行者・自転車に注意	月 日 19:00	対面 TEL （ ）	有・無	有・無		松田
（ ）	:									月 日 :	対面 TEL （ ）				
（ ）	:									月 日 :	対面 TEL （ ）				
佐賀次郎（福岡100い5678）	鹿児島	14:00	対面 TEL （ ）	有・無	有・無	○	○	山本		6月 2日 2:00	対面 TEL （ ）	有・無	有・無		
（ ）		:	対面 TEL （ ）							月 :	対面				山本
（ ）		:	対面 T （ ）							月 :					
		:	対面 TEL （ ）	有・無	有・無					月 :	（ ）				
長崎三郎（福岡100か9876）	宮崎（帰り）	8:30	対面 TEL （ ）	有・無	有・無	○	○	山本		月 日 17:00	対面 TEL （ ）	有・無	有・無		松田
（ ）	:	:	対面 TEL （ ）	有・無	有・無					月 日 :	対面 TEL （ ）	有・無	有・無		
大分四郎（福岡100き5432）	糸島	9:00	対面 TEL （ ）	有・無	有・無	○	○	山本		月 日 17:30	対面 TEL （ ）	有・無	有・無		松田

その日の天候・道路・運行状況に応じた安全運転に関する指示を記入すること（住宅地付近を走行する際は、“歩行者・自転車に注意”など）

必要に応じて記入。

乗務終了が乗務開始日の翌日となる場合、日付を記入。

アルコール検知器を使用したことを確認し、また、酒気を帯びていないか（微量でも運行不可）を確認します。

１泊２日の運行の場合で、出発・到着が遠隔地で、営業所にて点呼が行なえない場合は、電話その他の方法による点呼が認められます。

補助者に点呼の一部を行わせる場合は、補助者の点呼回数は総回数の3分の2までであることに注意。補助者は、運行管理者有資格者又は基礎講習修了者から任命すること。

62-①

記入例　良･･･○　　否･･･×　　　　1年間保存

※乗務前点呼事項：服装、検査証、消火器、非常信号用品、停止表示板、免許証所有の確認、タコチャート紙装着の確認等。
※乗務後点呼事項：自動車の状態、道路状況及び運行状態、遺失物の報告、事故違反の有無、運転日報の回収、タコチャート紙の回収等。
※「酒気帯の有無」とは、道路交通法施行令第44条の3に規定する呼気中のアルコール濃度0.15mg/l以上であるか否かを問わない。

点　呼　記　録　簿

平成　　年　　月　　日（　　）天気

	統括運行管理者	運行管理者	補助者

（会社名）

		乗務前点呼								乗務後点呼					
運転者名（車両番号）	運行内容（行先、荷主名等）	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器の使用	酒気帯びの有無	疾病疲労等の状況	日常点検	点呼執行者	指示事項その他必要事項	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器の使用	酒気帯びの有無	自動車、道路及び運行の状況 交替運転者に対する連絡 その他必要事項	点呼執行者
（　　　）		:	対面 TEL （　）	有・無	有・無					月　日 :	対面 TEL （　）	有・無	有・無		
（　　　）		:	対面 TEL （　）	有・無	有・無					月　日 :	対面 TEL （　）	有・無	有・無		
（　　　）		:	対面 TEL （　）	有・無	有・無					月　日 :	対面 TEL （　）	有・無	有・無		
（　　　）		:	対面 TEL （　）	有・無	有・無					月　日 :	対面 TEL （　）	有・無	有・無		
（　　　）		:	対面 TEL （　）	有・無	有・無					月　日 :	対面 TEL （　）	有・無	有・無		
（　　　）		:	対面 TEL （　）	有・無	有・無					月　日 :	対面 TEL （　）	有・無	有・無		
（　　　）		:	対面 TEL （　）	有・無	有・無					月　日 :	対面 TEL （　）	有・無	有・無		
（　　　）		:	対面 TEL （　）	有・無	有・無					月　日 :	対面 TEL （　）	有・無	有・無		
（　　　）		:	対面 TEL （　）	有・無	有・無					月　日 :	対面 TEL （　）	有・無	有・無		
（　　　）		:	対面 TEL （　）	有・無	有・無					月　日 :	対面 TEL （　）	有・無	有・無		

62−②

記入例　良・・・○　　否・・・×　　　　　　1年間保存

※乗務前点呼事項：服装、検査証、消火器、非常信号用品、停止表示板、免許証所有の確認、タコチャート紙装着の確認等。
※乗務後点呼事項：自動車の状態、道路状況及び運行状態、遺失物の報告、事故違反の有無、運転日報の回収、タコチャート紙の回収等。
※「酒気帯の有無」とは、道路交通法施行令第44条の3に規定する呼気中のアルコール濃度0.15mg/l以上であるか否かを問わない。

点　呼　記　録　簿

（中間点呼用）

平成　22年　6月　1日　（　火　）　天気　晴

2泊3日以上の運行がある場合、中間点呼が必要になることから、この様式を使用します。

	統括運行管理者	運行管理者	補助者
		山本	松田

（会社名）○○運輸㈱　福岡営業所

運転者名（車両番号）	運行内容（行先、荷主名等）	乗務前点呼 点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器の使用	酒気帯びの有無	疾病疲労等の状況	日常点検	点呼執行者	指示事項その他必要事項	中間点呼 点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器の使用	酒気帯びの有無	疾病疲労等の状況	点呼執行者	指示事項その他必要事項	乗務後点呼 点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器の使用	酒気帯びの有無	自動車、道路及び運行の状況 交替運転者に対する連絡 その他必要事項	点呼執行者
福岡太郎（福岡100あ1234）	関東	16:00	対面 TEL （　）	有・無	有・無	○	○	山本		6月 2日 0:40	TEL （　）	有・無	有・無	○	松田		6月 2日 5:30	対面 TEL （　）	有・無	有・無		松田
佐賀次郎（福岡100い5678）	関西（帰り）	8:50	対面 TEL （　）	有・無	有・無	○	○	山本		月 日 :	TEL （　）	有・無	有・無				月 日 20:00	対面 TEL （　）	有・無	有・無		山本
（　）		:	対面 TEL （　）	有・無	有・無				歩行者・自転車に注意	月 日 :	TEL （　）	有・無	有・無			疲労・過労運転の防止	月 日 :	対面 TEL （　）	有・無	有・無		
（　）		:	対面 TEL （　）	有・無	有・無					月 日 :	TEL （　）	有・無	有・無				月 日 :	対面 TEL （　）	有・無	有・無		
（　）		:	対面 TEL （　）	有・無	有・無					月 日 :	TEL （　）	有・無	有・無				月 日 :	対面 TEL （　）	有・無	有・無		
（　）		:	対面 TEL （　）	有・無	有・無					月 日 :	TEL （　）	有・無	有・無				月 日 :	対面 TEL （　）	有・無	有・無		
（　）		:	対面 TEL （　）	有・無	有・無					月 日 :	TEL （　）	有・無	有・無				月 日 :	対面 TEL （　）	有・無	有・無		
（　）		:	対面 TEL （　）	有・無	有・無					月 日 :	TEL （　）	有・無	有・無				月 日 :	対面 TEL （　）	有・無	有・無		
（　）		:	対面 TEL （　）	有・無	有・無					月 日 :	TEL （　）	有・無	有・無				月 日 :	対面 TEL （　）	有・無	有・無		
（　）		:	対面 TEL （　）	有・無	有・無					月 日 :	TEL （　）	有・無	有・無				月 日 :	対面 TEL （　）	有・無	有・無		

２泊３日以上の運行で、乗務前・乗務後の点呼が両方電話点呼となる場合は、その乗務の途中の時間帯に中間点呼の実施の記録が必要となります。

中間点呼・乗務後点呼が乗務開始日の翌日となる場合、日付を記入。

記入例　良・・・○　否・・・×

1年間保存

※乗務前点呼事項：服装、検査証、消火器、非常信号用品、停止表示板、免許証所有の確認、タコチャート紙装着の確認、運行指示書携行の確認等
※乗務後点呼事項：自動車の状態、道路状況及び運行状態、遺失物の報告、事故違反の有無、運転日報の回収、タコチャート紙の回収、運行指示書の回収等
※「酒気帯の有無」とは、道路交通法施行令第44条の3に規定する呼気中のアルコール濃度0.15mg/l以上であるか否かを問わない。

点　呼　記　録　簿

（中間点呼用）

平成　　年　　月　　日（　　）天気

	統括運行管理者	運行管理者	補助者

（会社名）

		乗務前点呼								中間点呼							乗務後点呼					
運転者名（車両番号）	運行内容（行先、荷主名等）	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器の使用	酒気帯びの有無	疾病疲労等の状況	日常点検	点呼執行者	指示事項その他必要事項	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器の使用	酒気帯びの有無	疾病疲労等の状況	点呼執行者	指示事項その他必要事項	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器の使用	酒気帯びの有無	自動車、道路及び運行の状況 交替運転者に対する連絡 その他必要事項	点呼執行者
（　　）		:	対面 TEL（　）	有・無	有・無					月　日 :	TEL（　）	有・無	有・無				月　日 :	対面 TEL（　）	有・無	有・無		
（　　）		:	対面 TEL（　）	有・無	有・無					月　日 :	TEL（　）	有・無	有・無				月　日 :	対面 TEL（　）	有・無	有・無		
（　　）		:	対面 TEL（　）	有・無	有・無					月　日 :	TEL（　）	有・無	有・無				月　日 :	対面 TEL（　）	有・無	有・無		
（　　）		:	対面 TEL（　）	有・無	有・無					月　日 :	TEL（　）	有・無	有・無				月　日 :	対面 TEL（　）	有・無	有・無		
（　　）		:	対面 TEL（　）	有・無	有・無					月　日 :	TEL（　）	有・無	有・無				月　日 :	対面 TEL（　）	有・無	有・無		
（　　）		:	対面 TEL（　）	有・無	有・無					月　日 :	TEL（　）	有・無	有・無				月　日 :	対面 TEL（　）	有・無	有・無		
（　　）		:	対面 TEL（　）	有・無	有・無					月　日 :	TEL（　）	有・無	有・無				月　日 :	対面 TEL（　）	有・無	有・無		
（　　）		:	対面 TEL（　）	有・無	有・無					月　日 :	TEL（　）	有・無	有・無				月　日 :	対面 TEL（　）	有・無	有・無		
（　　）		:	対面 TEL（　）	有・無	有・無					月　日 :	TEL（　）	有・無	有・無				月　日 :	対面 TEL（　）	有・無	有・無		
（　　）		:	対面 TEL（　）	有・無	有・無					月　日 :	TEL（　）	有・無	有・無				月　日 :	対面 TEL（　）	有・無	有・無		

記入例　良・・・○　　否・・・×

1年間保存

※乗務前点呼事項 ： 服装、検査証、消火器、非常信号用品、停止表示板、免許証所有の確認、タコチャート紙装着の確認、運行指示書携行の確認等
※乗務後点呼事項 ： 自動車の状態、道路状況及び運行状態、遺失物の報告、事故違反の有無、運転日報の回収、タコチャート紙の回収、運行指示書の回収等
※「酒気帯の有無」とは、道路交通法施行令第44条の3に規定する呼気中のアルコール濃度0.15mg/l以上であるか否かを問わない。

63-②

点　呼　記　録　簿

(2日分・車両5両用)

(会社名)　○○運輸㈱　福岡営業所

一般的な点呼様式です。
稼動する車両が1日当たり5両未満の場合で、
2泊3日以上の運行がない場合に使用します。
1枚の様式で2日分記録できるため、1日1枚の
タイプよりも用紙の節約になります。

平成	運転者名（車両番号）	運行内容（行先、荷主名等）	乗務前点呼 点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器の使用	酒気帯びの有無	疾病疲労等の状況	日常点検	点呼執行者	指示事項その他必要事項	乗務後点呼 点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器の使用	酒気帯びの有無	自動車、道路及び運行の状況 交替運転者に対する連絡 その他必要事項	点呼執行者
22年6月1日火曜日 運行管理者 山本（印）	麻生（福岡100あ1234）	粕屋	8:30	(対面) TEL ( )	(有)・無	有・(無)	○	○	山本	歩行者・自転車に注意	月 日 18:00	(対面) TEL ( )	(有)・無	有・(無)		山本
	( )		:	対面 TEL ( )	有・無	有・無					月 日 :	対面 TEL ( )	有・無	有・無		
	( )		:	対面 TEL ( )	有・無	有・無					月 日 :	対面 TEL ( )	有・無	有・無		
	( )		:	対面 TEL ( )	有・無	有・無					月 日 :	対面 TEL ( )	有・無	有・無		
	( )		:	対面 TEL ( )	有・無	有・無					月 日 :	対面 TEL ( )	有・無	有・無		

平成	運転者名（車両番号）	運行内容（行先、荷主名等）	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器の使用	酒気帯びの有無	疾病疲労等の状況	日常点検	点呼執行者	指示事項その他必要事項	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器の使用	酒気帯びの有無	自動車、道路及び運行の状況 交替運転者に対する連絡 その他必要事項	点呼執行者
22年6月2日水曜日 運行管理者 山本（印）	井上（福岡100い2345）	熊本	15:00	(対面) TEL ( )	(有)・無	有・(無)	○	○	山本	疲労・過労運転の防止	6月 3日 1:00	(対面) TEL ( )	(有)・無	有・(無)		松田
	( )		:	対面 TEL ( )	有・無	有・無					月 日 :	対面 TEL ( )	有・無	有・無		
	( )		:	対面 TEL ( )	有・無	有・無					月 日 :	対面 TEL ( )	有・無	有・無		
	( )		:	対面 TEL ( )	有・無	有・無					月 日 :	対面 TEL ( )	有・無	有・無		
	( )		:	対面 TEL ( )	有・無	有・無					月 日 :	対面 TEL ( )	有・無	有・無		

選任された運行管理者（運行管理者が2名以上選任されている場合は統括運行管理者）が、その日の点呼が適正に実施及び記録されているか確認したうえで検印。

乗務終了が乗務開始日の翌日となる場合、日付を記入。

64-①

記入例　良・・・○　否・・・×

1年間保存

※乗務前点呼事項：服装、検査証、消火器、非常信号用品、停止表示板、免許証所有の確認、タコチャート紙装着の確認等
※乗務後点呼事項：自動車の状態、道路状況及び運行状態、遺失物の報告、事故違反の有無、運転日報の回収、タコチャート紙の回収等
※「酒気帯の有無」とは、道路交通法施行令第44条の3に規定する呼気中のアルコール濃度0.15mg/l以上であるか否かを問わない。

点　呼　記　録　簿

（2日分・車両5両用）

（会社名）

			乗務前点呼								乗務後点呼					
平成	運転者名（車両番号）	運行内容（行先、荷主名等）	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器の使用	酒気帯びの有無	疾病疲労等の状況	日常点検	点呼執行者	指示事項その他必要事項	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器の使用	酒気帯びの有無	自動車、道路及び運行の状況 交替運転者に対する連絡 その他必要事項	点呼執行者
年	（　　）		：	対面 TEL（　）	有・無	有・無					月　日 ：	対面 TEL（　）	有・無	有・無		
月 日	（　　）		：	対面 TEL（　）	有・無	有・無					月　日 ：	対面 TEL（　）	有・無	有・無		
曜日	（　　）		：	対面 TEL（　）	有・無	有・無					月　日 ：	対面 TEL（　）	有・無	有・無		
運行管理者	（　　）		：	対面 TEL（　）	有・無	有・無					月　日 ：	対面 TEL（　）	有・無	有・無		
印	（　　）		：	対面 TEL（　）	有・無	有・無					月　日 ：	対面 TEL（　）	有・無	有・無		

平成	運転者名（車両番号）	運行内容（行先、荷主名等）	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器の使用	酒気帯びの有無	疾病疲労等の状況	日常点検	点呼執行者	指示事項その他必要事項	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器の使用	酒気帯びの有無	自動車、道路及び運行の状況 交替運転者に対する連絡 その他必要事項	点呼執行者
年	（　　）		：	対面 TEL（　）	有・無	有・無					月　日 ：	対面 TEL（　）	有・無	有・無		
月 日	（　　）		：	対面 TEL（　）	有・無	有・無					月　日 ：	対面 TEL（　）	有・無	有・無		
曜日	（　　）		：	対面 TEL（　）	有・無	有・無					月　日 ：	対面 TEL（　）	有・無	有・無		
運行管理者	（　　）		：	対面 TEL（　）	有・無	有・無					月　日 ：	対面 TEL（　）	有・無	有・無		
印	（　　）		：	対面 TEL（　）	有・無	有・無					月　日 ：	対面 TEL（　）	有・無	有・無		

64-②

記入例　良・・・○　否・・・×　　　1年間保存

※乗務前点呼事項 ： 服装、検査証、消火器、非常信号用品、停止表示板、免許証所有の確認、タコチャート紙装着の確認等

※乗務後点呼事項 ： 自動車の状態、道路状況及び運行状態、遺失物の報告、事故違反の有無、運転日報の回収、タコチャート紙の回収等

※「酒気帯の有無」とは、道路交通法施行令第44条の3に規定する呼気中のアルコール濃度0.15mg/l以上であるか否かを問わない。